

和田堀公園マネジメントプラン

和田堀公園の管理運営、整備等の取組方針

令和4年9月

東京都建設局

目次

はじめに	31-3
I 和田堀公園の基本的事項	31-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 和田堀公園の開園概要	31-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 和田堀公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	31-7
2 取組方針	31-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	31-17
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
和田堀公園の現況写真	
<資料編>	31-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 和田堀公園に関する資料	



はじめに

「和田堀公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびにこれまでの本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大や東京 2020 大会の開催など、これまでにない公園を取り巻く大きな社会状況の変化があったことから、これらを踏まえ「改定の視点」を新たに定め、本マネジメントプランの内容の追加充実を図りました。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 和田堀公園の基本的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

- ・名称 東京都市計画公園第5・7・21号和田堀公園
- ・位置 杉並区大宮、堀ノ内一・二丁目、松ノ木、成田東一・二丁目及び成田西一丁目各地内
- ・面積 54.4ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和32年12月21日 東京都告示第1689号
(最終) 昭和51年12月24日 東京都告示第1256号

(2) 和田堀公園の基本的な性格・役割

本公園は、東京区部の西部に位置する都市計画公園である。計画区域には、神田川水系に含まれる善福寺川の下流部に位置し、善福寺川の両岸に展開する公園であり、風致地区にも指定されている。南側にある大宮八幡宮（特別緑地保全地区指定）と一体なって緑の拠点を形成し、また、上流部の善福寺川緑地から全長約4.2kmの緑地帯として連なり、水と緑のネットワークを形成し、東京を代表する「水と緑の拠点」としても大きな役割を担っている。

和田堀周辺はもともと地盤が低く、河川の氾濫で自然に池ができるような地形で、昭和30年台の河川改修の際に和田堀池をつくり周辺を公園として整備した。和田堀池は、大小二つの中島のある深い緑の囲まれた池で、都内では数の少なくなったカワセミなどの野鳥を観察することができる。また、園内の済美山地区の自然林はバードサンクチュアリとなっており、水辺の本公園は、多様な生き物の生息・生育空間となっている。また、隣接する善福寺川緑地と合わせて約700本近くの桜のある花見の名所ともなっている。一方、隣接する善福寺川緑地と共にテニスコートや野球場をはじめ、バーベキュー広場やワンパク広場、河川沿いの遊歩道など、水辺の潤いと緑の環境の中でのびのびと運動ができる。

なお、東京都地域防災計画及び杉並区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

(3) 整備計画

和田堀公園修正整備計画（平成17年）

- ・広域避難場所としての防災的機能の向上を図るため、広場空間を極力確保
- ・善福寺川緑地との連続性を確保し、善福寺川の河川環境との調和を図り一体的整備を検討
- ・アクセス等の立地的特性から地域的利用の高い施設の導入も図る。
- ・周辺に存在する史跡、文化財等の歴史・文化的環境を活かした施設の導入を図る。
- ・既存施設を最大限活用

2 過去の取組の成果等

(1) 過去の取組の成果

「和田堀公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

入口表示灯、防災用照明、非常用発電設備など、避難場所としての防災施設の整備を実施した。地域連携防災訓練を実施した。

○東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

骨格軸としてふさわしい緑となるよう樹林地等の適切な維持管理を行った。

○多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

生物多様性保全管理計画を策定し、工事等を実施し、多様な生物が生育する空間を整備した。また、整備完了後にはモニタリング調査を実施した。また、和田堀池において、かいぼりを実施した。

○スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

スポーツ教室等のスポーツイベントを実施した。

(2) 和田堀公園の方針と取組内容

本公園は、過去7年間、以下の方針で指定管理者が運営管理に取り組んできた。

- ・和田堀池等の自然資源を守り育て伝える
- ・歴史的資源を活用した学びや体験の場の提供
- ・地域の健康づくり

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ・激甚化する気象災害
- ・東京 2020 大会の開催
- ・価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化の進行等に伴う公園利用ニーズの変化
- ・デジタル技術・データの活用の加速
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の国際的な取組

(2) 関連する行政計画等

- ・「未来の東京」戦略（令和3年3月）
- ・都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成31年3月）
- ・緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）
- ・都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月）
- ・東京都地域防災計画 震災編（令和元年7月）
- ・杉並区地域防災計画（令和3年修正）（令和3年6月）

Ⅱ 和田堀公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名称	都立和田堀公園（わだぼりこうえん）
開園日	昭和39年8月1日
開園面積	260,502.79 m ² （令和4年9月1日現在）
公園種別	総合公園
所在地	杉並区大宮一・二丁目、成田東一・二丁目・成田西一丁目、堀の内一・二丁目、松ノ木一丁目
アクセス	京王井の頭線「西永福」、京王バス（高円寺ー永福町）「都立和田堀公園」

(2) 主な公園施設

競技場、和田堀池、バーベキュー場、野球場（区運営）、杉並区立郷土博物館、古代遺跡（大宮遺跡）、駐車場（有料）

2 利用状況等

(1) 利用概況

利用者は徒歩、自転車による利用が多い。善福寺川の両岸に整備された本公園は、上流の善福寺川緑地も合わせた河川沿いの公園として、四季折々に変化する景観の中で散策やジョギングを楽しむ使用者が多い。

和田堀池は、カワセミなどの様々な生物が生息する水辺として、利用者が身近に自然とふれあえる場になっている。

(2) 利用者動向（推計値）

・年間利用者数の推移

年度	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
年間総計（人）	1,397,790	1,482,143	1,675,140	1,427,501	1,600,041

・月別利用者数の推移

3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 （人）	126,928	153,212	95,627	88,677	77,827	101,241
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1,397,790	131,387	134,189	110,637	113,453	103,036	161,576

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

4団体・約40名が、地域交流、園内清掃、森林整備、や植生調査などを行っている。

(4) 主な催し物開催状況（令和3年度実績は資料編参照）

「地域連携防災訓練」や「古代体験イベント」などが行われた。

Ⅲ 和田堀公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、区の防災所管部署や地域住民等と連携し、防災訓練などの実施などによる防災意識の向上や防災対策を強化する。

また、非常用の発電設備等の導入による防災機能の確保を図る。

- ・東京都震災対策条例に基づく指定
避難場所
- ・東京都地域防災計画による指定
大規模救出救助活動拠点候補地（第一競技場）
医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地（第一競技場）
ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地（第一競技場、第二競技場）
- ・杉並区地域防災計画による指定
避難場所

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

■目標2：水と緑のネットワークを形成する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

本公園は善福寺川と隣接しており、河川事業と連携し公園事業を進めていくとともに、善福寺川との水と緑の繋がりを意識した管理運営を実施していく。

◎主な取組確認項目：植栽管理・施設管理の取組

■目標3：東京の水と緑の骨格軸の形成に寄与する都立公園

【プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト】

東京をうるおいのある緑豊かな都市としていくため、水と緑の骨格を形成する公園の整備を進めていく。

◎主な取組確認項目：新規開園に向けた取組

■目標4：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

本公園を良好な生物の生息・生育空間として機能させるために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然環境を利用した取組を行っていくとともに、ボランティア等の協力を得ながら、自然環境の保全・回復を図っていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組

■目標5：スポーツによる健康づくりの場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

都民の健康づくりを進めるため、東京 2020 大会の開催を契機として高まったスポーツ活動の機運を継続し、運動施設や広場を活用した多様なイベント等を開催していく。

また、多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討し、スポーツ利用を通して公園全体の魅力を向上していく。

◎主な取組確認項目：スポーツによる健康づくりの取組

■目標6：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園

【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子どもの育成・多世代交流の取組

■目標7：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都立公園の魅力をさらに高め、都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、公園ボランティアや NPO、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

また、デジタル技術の活用などを通じた情報や魅力発信や、利用者間や公園管理者と利用者などの多世代の交流を促進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、地域との連携の取組、企業との連携の取組、情報受発信等の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等も考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・競技場西側広場のあるゾーン
競技場に接する遊具のある広場は、散策や休息、遊具遊びのほか、交流や憩いの場としての利用に対応していく。
- ・ケヤキ広場を中心とした広場ゾーン
樹林に囲まれているケヤキ広場等は、散策や休息、交流や憩いの場としての利用に対応していく。
- ・わんぱく広場のあるゾーン
遊具のある善福寺川沿いの広場であり、子どもたちの安全・快適な利用に対応していく。

E：休息・散策ゾーン

- ・済美山自然林のあるゾーン
バードサンクチュアリを含む樹林地を維持、保全していく。
- ・飛び地の園地のあるゾーン
散策や休息、子ども達の遊びの利用に対応していく。

G：スポーツゾーン

- ・競技場と野球場（区運営）のあるゾーン
競技場は、有料施設として、安全で快適な利用に対応していく。
野球場は、運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、連結部など施設利用と調和した管理を行う。（調節池機能を有している）
なお、競技場（大宮二丁目）については、東京都地域防災計画で救出・救助の活動拠点に、野球場については、同じく、災害時臨時離着陸場候補地に指定されている。公園利用者への周知を図るとともに、災害時使用に支障がでないよう、防災訓練等を通じて現状を把握し、機能確保を図る。
- ・競技場のあるゾーン
400メートルトラックを有する競技場であり、中に芝生のサッカーコートがある。競技スポーツ等の需要に対応していくほか、地域のイベント、ジョギング、軽運動等の利用にも対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・和田堀池のあるゾーン

和田堀池と川沿いの大宮八幡宮の樹林とが一体となったこの地域は、都心では珍しいカワセミが生息するなど良好な環境が残されており、良好な自然環境と生物の多様性を維持、保全していく。

L：水辺・親水ゾーン

- ・善福寺川に隣接するゾーン

公園と河川が一体となった豊かな自然環境と沿河景観を維持・保全し、四季折々の変化を見せる園地の中で、散策やジョギング等の利用に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

- ・民有地や公道などに接する公園外縁部

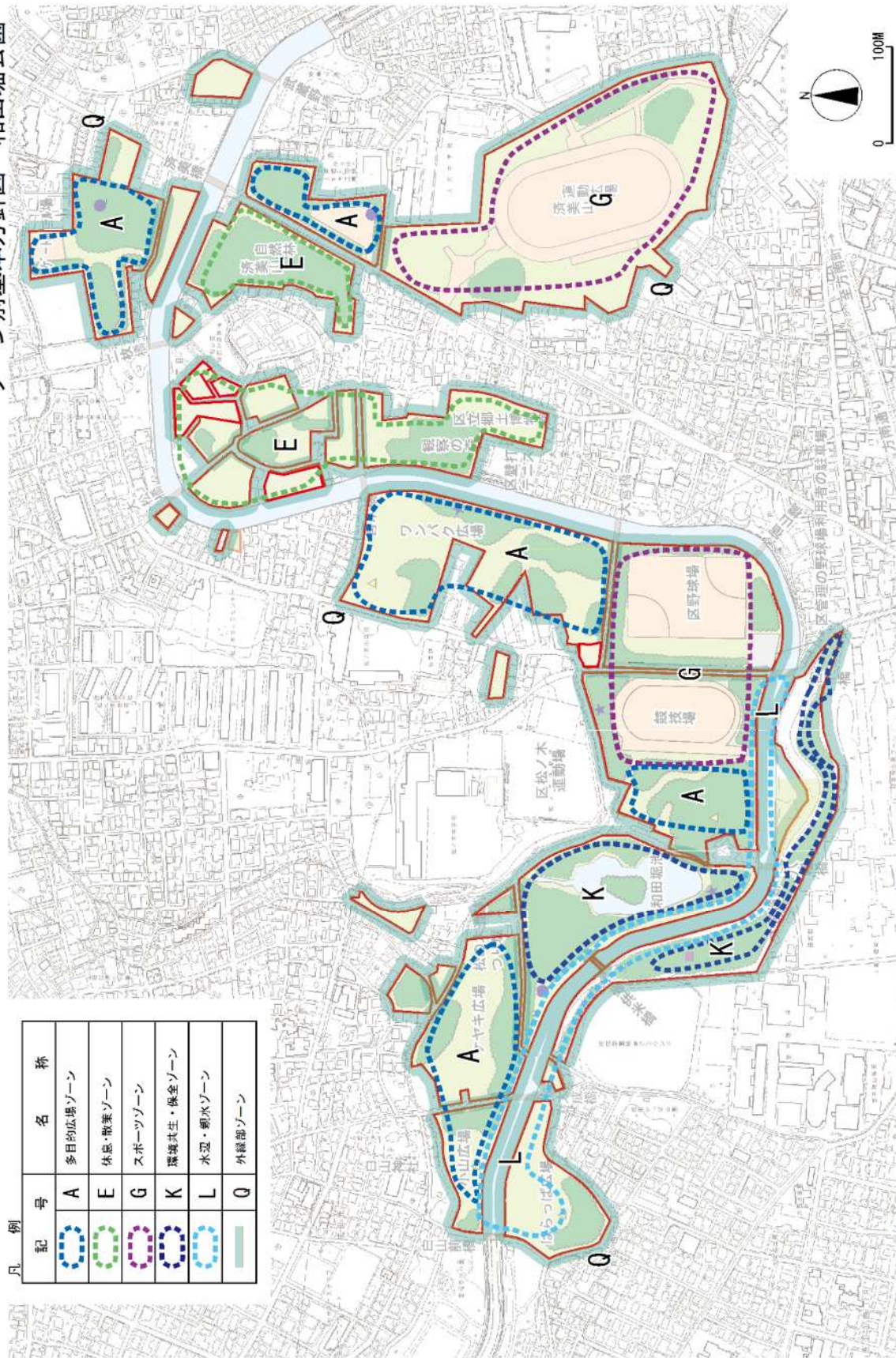
本公園の外縁部は住宅地等と境界を接する所が多い。区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図る。住宅地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などにより、隣家等へ直接的な悪影響等を及ぼさないよう留意する。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分（下表）を行っており、公園毎に施設内容が異なるため、公園毎にゾーン表記が異なる。着色部は本公園にあるゾーンを示す。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	（庭園関係）	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

ゾーン別基本方針図 和田堀公園



記号	名称
A	多目的広場ゾーン
E	休息・散策ゾーン
G	スポーツゾーン
K	環境共生・健全ゾーン
L	水辺・親水ゾーン
Q	外縁部ゾーン

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都府民(2500)の地図図を使用して作製したものである。(海防番号) 26都府基文第359号

(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるため、各公園においては、基本的な維持管理に加え、公園の特性に応じた維持管理を行い、より質の高い公園を作り上げていく。

そのためにも、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。

あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、ユニバーサルデザイン化された施設も含めて快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、病害虫被害や枯損等による樹木の異常、斜面・施設の異常等を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。

また、防災関連施設や排水施設、貯留浸透施設等は、非常時においても円滑に使用・機能できるように、日頃から点検・清掃等を行っていく。

さらに、効率的で質の高い維持運営管理のため、樹木や公園施設等のデータベースのクラウド化等のデジタル技術の活用推進も検討していく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①多様な環境の創出

カワセミが見られる和田堀池や対岸の大宮八幡宮の斜面と善福寺川に沿った区域や済美山自然林地区などをふまえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用した多様な生物の生息・生育環境に配慮した順応的な維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

②文化財の取り扱い

大宮遺跡と周辺での維持管理及び修繕、補修、改修については、文化財保護法等をふまえ、所在地の文化財担当課（教育委員会事務局等）と事前協議を行い、適切な管理を行う。

③広場等の維持管理

済美山運動場、ワンパク広場、夕日ヶ丘広場などについては、運動やレクリエーションに適した快適な空間として維持管理を行う。

④水辺の景観の維持・保全

公園と河川が一体となった良好な景観を維持・保全するとともに、河川沿いの園路については、四季を感じられる快適な空間となるよう配慮した維持管理を行う。

⑤園内の池の維持管理

和田堀池において、水質や生物等の継続的な調査を行い、その結果も踏まえた適切な管理に取り組んでいく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

①基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による利用変化等、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体や民間事業者などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

②公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、不適正な公園利用の是正、感染症や社会状況変化等に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知徹底、受動喫煙防止対策、利用マナーの普及啓発等の適正な運営管理を行う。

③利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、デジタル技術等も活用した利便性の向上や公園の魅力を発信に取り組む。また、利用ニーズの変化に対応し快適な利用を促進するため、屋外テレワークの場となる環境・空間やキッチンカー等を活用した飲食空間等の創出について検討していく。

④管理運営における多様な主体との連携

公園の活性化や魅力向上のため、地元自治体や地域住民、民間事業者等の多様な主体との継続的なパークミーティングや管理運営協議会等の公園管理協議会を設置開催し、各公園を特徴づけるような各種活動や地域に根付いたイベント等について連携して推進するとともに、管理運営の方針検討の場などにおいて、子供等を含めた幅広い意見を反映できるような仕組みづくりに取り組む。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①公園の個性を活かした体験や学び場の提供

和田堀池の自然環境や大宮遺跡に関する歴史などの資源を活かした自然観察会やガイドウォーク、学校の環境教育と連携したプログラムの実施などにより、子供達から高齢者まで多様な世代が楽しみながら体験や学びができる取組を行っていく。

②スポーツ等による健康づくり

競技場などの運動施設を活用して、緑の中で子供から高齢者まで誰もが気軽に参加できる多様なスポーツイベントを開催することなどにより、都民の健康づくりを進めるとともに、東京 2020 大会開催より気運が高まった多様なスポーツ利用のあり方について関係者とともに検討する。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故を未然に防ぎ、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施
- ・防災関連施設の適切な維持管理

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備
- ・風水害時の園外への誘導等の内容も含んだ防災訓練の実施
- ・法面保護施設や貯留浸透施設等の維持保全
- ・樹林地等の保全や踏圧による地表面の踏み固め防止

3) 感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応
- ・基本的感染対策の徹底
- ・感染状況に応じた利用ルールの変更及び迅速な周知

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施
- ・環境対策や快適な利用のため、樹木剪定等の植栽管理を強化

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事件事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域」について行うものとし、令和11年度までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：97,200㎡

杉並区大宮一・二丁目、松ノ木一・二丁目、堀ノ内一丁目

2) 優先整備区域「新規事業化区域」：4,900㎡

杉並区堀ノ内二丁目

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

周辺土地利用図（空中写真）

和田堀公園

和田堀公園



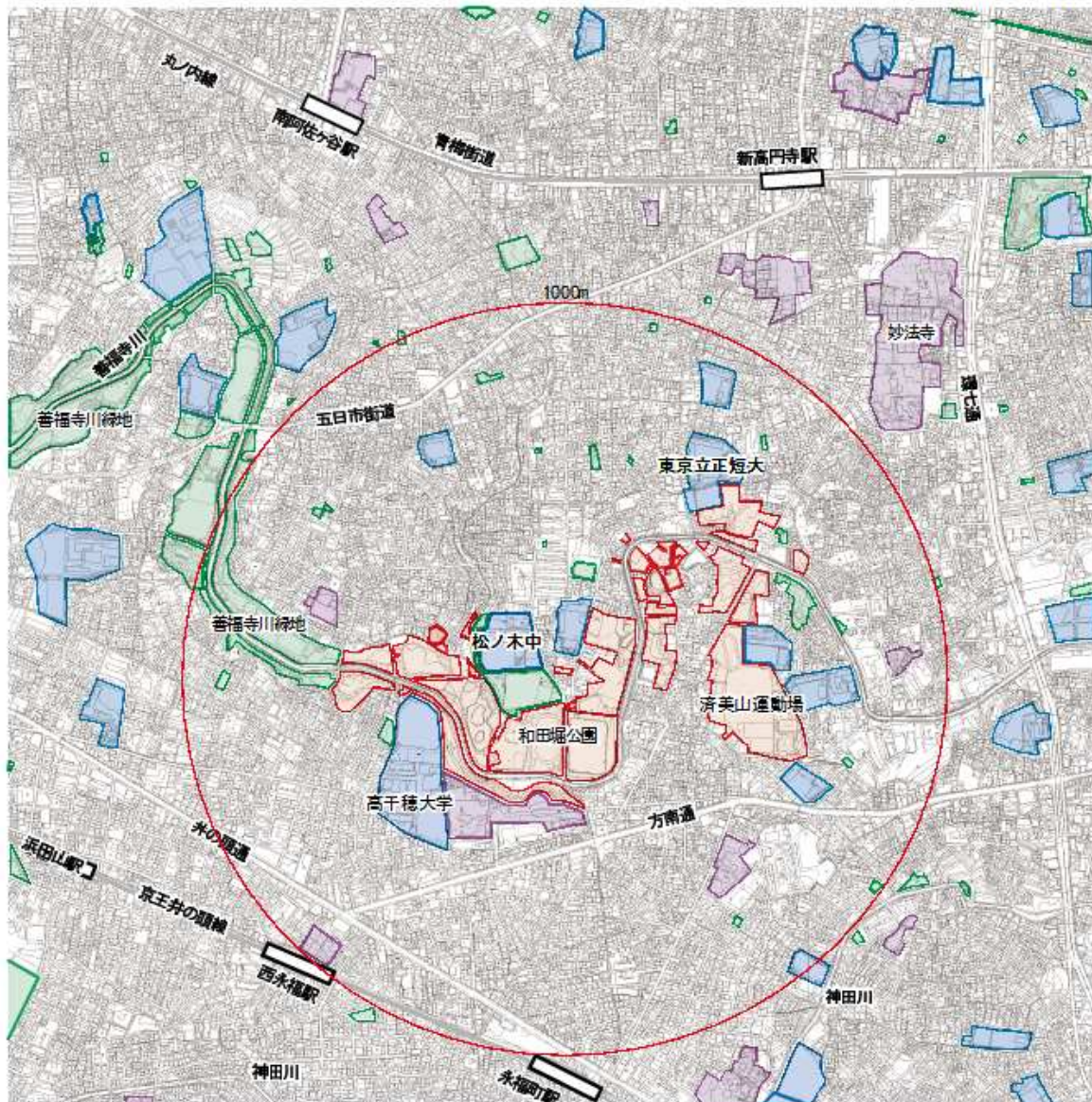
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

©東京都

計画面積	54.4ha
縮尺	1:3,000
撮影年月日	令和2年3月撮影

周辺土地利用図（地図）

和田堀公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



和田堀公園の現況写真 【令和4年6月撮影】

① 済美山運動場（第二競技場）



⑤ 和田堀池



② ワンパク広場



⑥ ケヤキ広場



③ 野球場（区営）



⑦ 小山広場



④ 競技場



⑧ はらっぱ広場

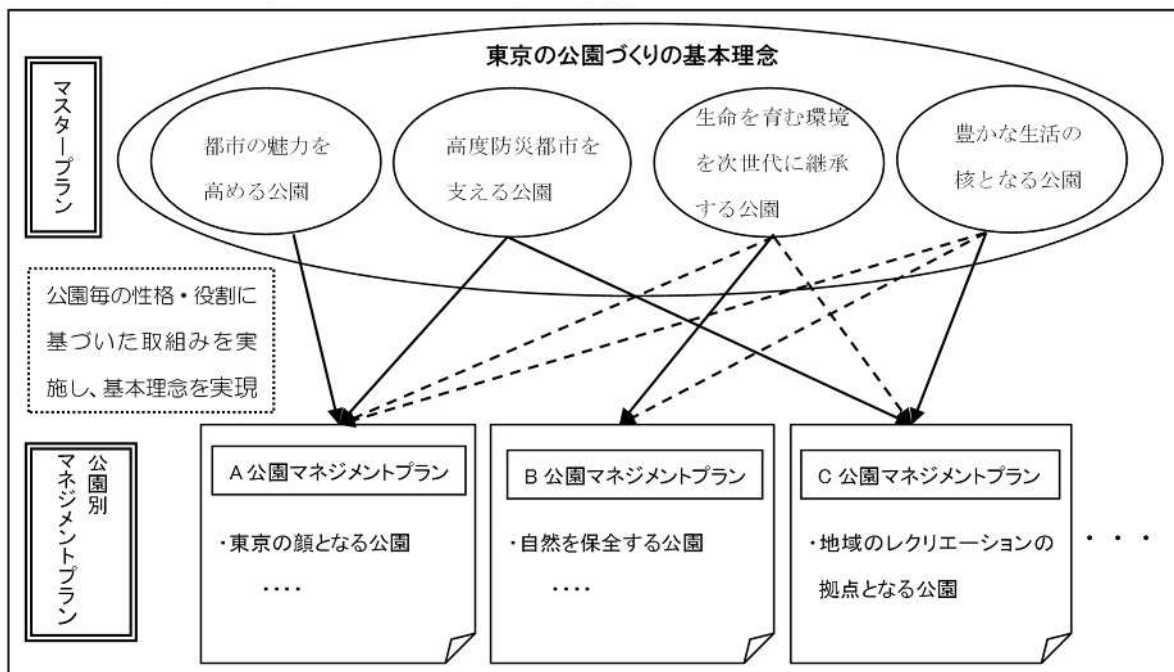


<資料編>

資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを次頁表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、和田堀公園が担うことになるプログラムには◎を、和田堀公園が関係するプログラムには○を付した。
- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

マスタープランと公園別マネジメントプランの関係



プロジェクト10の公園毎の位置づけ 和田堀公園

基本理念	プロジェクト	プログラム		
都市基本理念力を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	○
			多言語表記、Wi-Fi環境等の充実	○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		該当なし	
	プロジェクト3 民間の活力導入促進プロジェクト	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○
高度基本防災理念都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実	◎
			非常用発電設備の導入	◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	○
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	◎
			公園施設の適切な点検と維持・更新	○
	環境負荷の少ない公園づくり	○		
に生命を継承する公園環境を次世代に育む	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園における緑の拠点の形成	◎
			既存公園の再生整備	○
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
		多摩の森林の大切さを公園でアピール	○	
豊かな基本理念生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	公園利用のアイデア募集	○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	◎
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	○
			公園・動物園サポーター制度の実施	○
		(2)都民からの寄付の受入れ	都民や企業からの寄付による公園施設等の設置	○
			ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○
			(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成

資料2 和田堀公園に関する資料

(1) 公園の沿革

- 昭和8年1月24日 内務省告示第17号で東京都市計画和田堀風致地区に指定
1933年 (490.210坪)
- 昭和16年1月14日 内務省告示第13号で計画決定
1941年
- 昭和17年1月3日 内務省告示第44号で東京都市計画和田堀緑地に決定
1942年
- 昭和27年1月30日 東京都告示第59号で開園(面積32,778.77㎡)
1952年
- 昭和27年3月31日 昭和27年4月10日付東京都告示第315号で区に移管するため、
1952年 他の18公園とともに廃止。
- 昭和32年12月21日 建設省告示第1689号で計画決定(面積:207,160坪)し、用地買
1957年 収を開始した。S35.3.31 建設省告示第795号で計画変更(変更
後:207,720坪)
- 昭和39年8月1日 東京都告示第744号により開園(面積19,854.41㎡)
1964年
- 昭和39年8月1日 東京都告示第750号により都市公園法に規定する都市公園を設置
1964年 すべき区域に決定した。(面積126,990.90㎡)
- 昭和40年4月1日 追加開園(12,763.66㎡)し、有料施設として野球場を設置した。
1965年
- 昭和44年11月29日 公園の位置を変更
1969年
- 昭和46年6月1日 追加開園(9,835.40㎡)
1971年
- 昭和47年11月14日 公園改造工事のため、野球場の廃止を告示
1972年
- 昭和48年6月1日 追加開園(36,303.125㎡)
1973年
- 昭和48年11月10日 有料施設として野球場2面を設置した。
1973年
- 昭和49年1月1日 国有財産無償貸付契約を締結し、約1,160㎡の用地の貸付を受け
1974年 る。
- 昭和49年6月1日 追加開園(11,168.14㎡)
1974年
- 昭和50年3月22日 杉並区に対し野球場を管理許可した。
1975年
- 昭和50年6月1日 追加開園(1,458.98㎡)
1975年
- 昭和51年12月24日 都市計画変更(変更後面積54.4ha)
1976年
- 昭和54年3月31日 大宮遺跡(大宮八幡宮近くにある、弥生時代の方形周溝墓群)が
1979年 東京都指定史跡に指定された。
- 昭和54年6月1日 追加開園(1,141.48㎡)
1979年

昭和 55 年 5 月 2 日 1980 年	杉並区長及び杉並区教育委員会から知事あて、和田堀公園内に杉並区立郷土館設置の要望があった。
昭和 55 年 5 月 7 日 1980 年	杉並区に対し和田堀公園野球場の許可期間の変更及び使用面積の変更(駐車場を使用面積に含めた)を許可した。
昭和 55 年 6 月 1 日 1980 年	追加開園 (2, 687. 21 m ²)
昭和 56 年 6 月 1 日 1981 年	追加開園 (4, 707. 58 m ²)
昭和 56 年 7 月 25 日 1981 年	東京都水道局長に対して震災対策用応急給水施設の設置を許可した (604. 55 m ²)
昭和 58 年 6 月 1 日 1983 年	追加開園 (6, 136. 97 m ²)
昭和 60 年 6 月 1 日 1985 年	追加開園 (592. 84 m ²)
平成 11 年 3 月 31 日 1999 年	国有財産無償貸付契約を締結し、約 540 m ² の用地の貸付を受ける。
平成 13 年 6 月 1 日 2001 年	追加開園 2, 605. 39 m ²
平成 14 年 6 月 1 日 2002 年	追加開園 5, 334. 23 m ²
平成 17 年 6 月 1 日 2005 年	追加開園 1, 945. 51 m ²
平成 18 年 6 月 1 日 2006 年	追加開園 699. 24 m ²
平成 19 年 6 月 1 日 2007 年	追加開園 2, 788. 04 m ²
平成 20 年 6 月 1 日 8 月 2008 年	追加開園 2, 398. 92 m ² 東京都震災対策条例により、陸上競技場（大宮二丁目）が、救出・救助の活動拠点に指定される。
平成 21 年 4 月 1 日 2009 年	追加開園 3, 591. 56 m ²
平成 22 年 6 月 1 日 2010 年	追加開園 4, 927. 97 m ²
平成 23 年 9 月 1 日 2011 年	第 2 追加開園 3, 787. 05 m ²
平成 24 年 9 月 30 日 2012 年	追加開園 44, 643. 48 m ²
平成 25 年 3 月 29 日 2013 年	追加開園 6, 181. 72 m ²
平成 25 年 5 月 1 日 2013 年	追加開園 1, 026. 63 m ²

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・善福寺川は善福寺池（都立善福寺公園内）を源とし、井の頭池（都立井の頭公園内）を水源とする神田川水系に含まれ、中野区との区界付近で合流する。善福寺

池からの水量が少ないため、千川上水から1万t／日を放流している。

- ・善福寺川に棲息する魚類はコイ、オイカワ、モツゴなどが確認されている。水生植物は善福寺川の構造が3面張りであるにも関わらず、オオカナダモ、エビモ、アイノコイトモ、ナガエミクリが確認されている。
- ・鳥類の生息はメジロ、ヒヨドリ、シジュウカラ、カワセミなど身近な鳥たちが確認されている。また、善福寺川には多数のカモが飛来している。
- ・公園の南側に位置する大宮八幡宮には、良好な樹林地が残る。

2) 社会的環境

- ・鉄道で最寄りの駅は京王井の頭線永福町、西永福、東京メトロ丸の内線方南町であり、約1km、徒歩約15分の距離である。バス路線は公園内を通過する高円寺駅と永福町駅を結ぶ関東バスや京王バスのバス停（都立和田堀公園）がある。
- ・和田堀公園の東方約1kmに環状七号線があり、南側には東西方向の方南通りが近接している。公園北側約600mに東西に五日市街道がある。また、地域の生活道路である都道427号線、428号線が公園内を南北方向へ抜けている。この他公園区域内には区道が縦横に6路線設けられている。甲州街道と青梅街道を結ぶ都市計画道路補助128号線(幅員18m)また、公園内のほぼ中央を南北に、方南通りと環状七号線を結ぶ都市計画道路補助63号線(幅員16m)が公園南側を隣接して計画されている。
- ・公園計画区域内には埋蔵文化財及び東京都史跡指定の大宮遺跡がある。
- ・善福寺川の治水安全度を向上させるために、区営壁打ちテニスコート及び野球場に調節池が設置され、済美山自然林西側で調節池整備を進めている。

(3) 園内のトピックス

①和田堀池

深い緑に囲まれた和田堀池には、身近な水空間として噴水と二つの中島があり、池のほとりは周辺に住む都民の憩いの場となっている。

②古代遺跡

善福寺川流域は、古代遺跡の多い地域で、大宮八幡宮に隣接する和田堀公園の高台には、弥生時代の族長の墓と見られる大宮遺跡がある。北側の公園の外側区域には、古代人の住居跡で発見された松ノ木遺跡があり、縄文・弥生・古墳時代を通じて大きな集落があったと見られている。

③バードウォッチング

和田堀池には、水鳥・カワセミが生息している。公園周辺には巣づくりに欠かせない赤土の崖があり、池にはエサとなるクチボソ、タナゴといった小魚がたくさんいるうえ、中島の茂みや水生植物のガマなど、身を隠すところが多いためと考えられている。済美山自然林のクヌギ・コナラを中心とする雑木林はバードサンクチュアリーになっていて、シジュウカラ、メジロ、オナガ、コゲラ、ジョウビタキ、ツグミ、ムクドリ、ヒヨドリ、カワラヒワ、ツバメなどが見られる。また善福寺川には、カルガモ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、コサギなどの姿が見られる。

④陸上競技場

公園中央の陸上競技場は、300mトラックのある有料施設で、利用希望の多いときには抽選で利用者を決めている。毎水曜日と第1日曜、第3土曜日は無料開放をしている。旧済美山運動場に整備された陸上競技場には、杉並区内で初めてとなる400メートルトラックとその中に芝生のサッカーコートがある。

(4) 利用状況等データ

1) 有料施設の利用状況 (件)

施設名	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
競技場	183	142	72	173	191
陸上競技場	96	52	93	97	88

2) 公園占用の状況 (件)

項目	3年度	2年度	元年度	30年度	29年度
写真撮影	8	7	2	3	10
映画等の撮影	2	7	11	8	16
その他	138	92	14	120	122

3) 主な催し物 (令和3年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	古代体験イベント	2月	動画閲覧数 約900回
	2	スポーツ教室	3月8日	8人
都民協働	1	地域連携防災訓練	10月～11月	20人
	2	自然観察会	4月19日/ 21日/23日	30人
自主事業	1	地域防災	11月17日	8人
	2	飼い主のマナーアップ	マナーアップ期間 10月1日～ 12月31日 キャンペーン期間 10月9日～ 11月30日	—
	3	自然とのふれあいイベント	12月	68人

4) 主な活動団体 (令和3年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
FIT 杉並会	済美山自然林、観察の森の整備及び植生調査	7
杉並ねっこワーク	子供達の遊び場をベースとした地域交流	10
済美山グリーンキープ	園内の清掃	15
ゆうゆう大宮堀ノ内館	花壇づくり	8